

いざ/
簡裁代理もいたします。



特集

二〇〇三(平成15)年「司法書士への
簡裁訴訟代理等関係業務」認定

いざ簡裁代理も
いたします。

STORY

翻訳会社経営 A子さん
裁判所へ行く！

REPORT

簡易裁判所訴訟代理人として
市民・企業を支える
東京司法書士会会長 柏戸 茂

連載エッセイ

熟成する季節

鴻巣 友季子

ノーベル賞 うらばなし

私のお気に入り

リカちゃんと

バーデンからの絵はがき

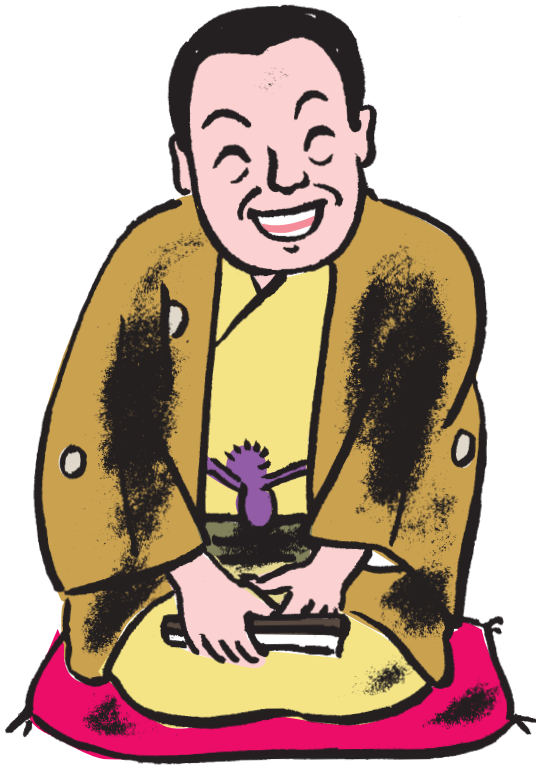
司法書士の情景

いざ

簡裁代理

もいたします。

29-2



え、一席申し上げます。

寒くなるとどうも風邪をひきやすくなりますね。風邪は万病の元と申しますが、だからといって風邪薬は万病には効かない。不思議ですな。ま、風邪にもいろいろあって、薬もいろいろあるんですよ。

「いろいろ」と言えば、裁判にもいろいろございます。ナニナニ? 「大岡裁き」に「桜吹雪」って、渋いねえ、お前さん。「一同立ちませえい〜」って最後にお奉行が威勢良く言うところなんざあシビレルねえ。

いや、今日はそうじゃなくってね、現版の裁判のお話。前号の『ファール』で司法書士は『「登記」のスペシャリスト』ってお話しましたが……あ、覚えてる。そうですね、いやあ、うれしいことをおっしゃる。そう、司法書士は登記のスペシャリスト。ですが、実はそれ

だけじゃあない、裁判でも皆さんのお役に立つてあたりを今回はお話ししたいと思います。

裁判には先ほども言いましたが、「いろいろ」ございます。「簡易裁判所」ってお聞きになったことあるでしょう?..

全国 438 力所にあるってことは、各都道府県に10力所近くはある計算です。言ってみれば市民の皆さんの一番身近にある裁判所ですな。

司法書士は、その簡易裁判所で扱う民事事件などの代理ができるんです。なんだか難しい? だから今日お話しするんですよ。ちなみにね、先に言うておきますが、こういう司法書士を認定司法書士と呼ぶんだそうですよ。覚えられない人は、ま、そこそこに。

では、今回は司法書士の簡裁代理について、さあ、お付き合いのほどを。



簡易裁判所で扱う民事事件。

さて、司法書士に簡裁代理権が認められて約10年。「10年ひと昔」なんて言いますが、最近では「5年ひと昔」らしいですよ。5年ならば、代理権を取得してふた昔、すっかり板に付いてきた頃かと思います。

ところで、簡易裁判所で扱う民事事件はざっとこんな感じで……。

民事訴訟 II 裁判官が法廷の場で原告・被告双方の話聞き、証拠を調べ、最終的に判決か和解により紛争を解決。

少額訴訟 II 通常の訴訟と異なり、原則1回の審理で解決。60万円以下の金銭の支払いを求める場合に利用できる特別な手続き。話し合いの解決ができない場合は判決。判決への異議の申し立ても地方裁判所ではなく同じ簡易裁判所。

民事調停 II 裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が当事者間の話し合いで解決へと導く。

支払督促 II 書類審査で行う迅速な手続きで、申立人の申し立てに基づいて裁判所書記官が金銭等の支払いを督促する。相手方に異議があれば、訴訟手続きに移行。



民事訴訟のトラブルもいろいろ。

このね、民事事件の訴訟ですが、ひと口に「民事事件」といっても、これが実にさまざま。昔っ

から人の集まる所には争いごとがあるって言われたもんですが、最近では人が集まる所に「絆」があるとも言われておるようですが……、でもどうも案件を見る限り、こんなに「いろいろ」あると桜吹雪を仕舞ってる暇もないんじゃないかと心配したりして。とにかく、早口言葉のようにブラブラつといきますよ。

- 契約無効等に基づく売買代金返還請求
- 金銭消費貸借契約に基づく貸金請求
- 賃料未払いに基づく建物明渡請求
- 賃貸借契約終了に基づく敷金返還請求
- マンション管理規約に基づくマンション管理費請求
- 不倫による不法行為に基づく損害賠償請求
- 傷害等による不法行為に基づく損害賠償請求
- 物損交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求
- 労働契約に基づく未払い賃金請求
- 解雇による労働契約終了に基づく解雇予告手当請求

等



これらの項目一つひとつには、さらにまた「いろいろ」な内容がありますからね。そういえば、司法書士のAさんがこんなことを言っておりまして。

「市民の権利意識が高まり、以前は泣き寝入りしていたことも、なんとかならないかという意識が芽生えてきた。諦めないでまずは異議を唱える、それで駄目なら法律相談へ、と進めることが分かったんです。司法書士や自治体などが、無料で相談窓口を設けてきたことも関連するかもしれませんが、いざれにしても法律的な解決が特別なことではない、ということが浸透することはいいことだと思います」



小ばなしコラム

ところで民事と刑事ってどう違う？

「民事」は損害賠償・利害関係を明らかにする裁判で、「刑事」は起訴された被告人に対して刑罰を科すかどうか、量刑などの判断を下す手続き。

例えば、Y氏にけがをさせた……。

民事事件（裁判）= Y氏から治療費・慰謝料などの損害賠償を求められ、話し合いで納得できない場合の裁判。

刑事事件（裁判）= 警察に逮捕をされ傷害罪で裁判。



このように民事裁判は進みます。

一般にですが、イメージとしてはだいたいこのような感じですよ。

- ① 紛争の発生!!
- ② 原告 訴状の作成提出、裁判所へ提出
- ③ 裁判所 訴状受付、審査、口頭弁論期日の指定、訴状・期日呼出状を被告に送達
- ④ 被告 訴状・期日呼出状受領、答弁書を裁判所へ提出
- ⑤ 裁判所 答弁書を原告へ送達
- ⑥ 原告 答弁書受領
- ←
- ⑦ 【審理】
原告 訴状に基づき言い分を述べる。
証拠の申し出
被告 答弁書に基づき言い分を述べる。
証拠の申し出
←
- ⑧ 裁判所 双方の言い分を聴き、争点整理。
←
- ⑨ 判決 or 和解

書いてしまいますと、さらっとしておりますが、訴状、答弁書など提出書類が案外大変なんですよ。

司法書士 B さんがこんなことを言っておら

れました。

「裁判官に読まれる書類を作成することが大切です。さらに、感情そのままに書くとは心証を悪くするばかりか、相手から慰謝料請求をされる場合もあります。特に、本人訴訟をされる方は、その点に注意して書かれたほうがいいですね」
書類が裁判の行方を左右する！ってことですね。書類と言えば……。



書類もいろいろ。

では書類について、ちょっと確認しておきましょう。最近では、ネットという便利なものでちよちよいと調べられる時代ですが、私のように画面の文字が苦手という人のために、確認にお付き合ってください。

……とその前に言っておきますが、裁判所は「当事者が主張しなければ、事実を認定できない」んですって。「言わなくても通じる」なんてことは通じない。きちんと書類に事実を書かないと駄目なんだですよ。

【訴状】原告が被告に対して主張する権利を書く書面。例えば損害賠償の根拠とその金額。

【答弁書】訴状に対しての反論。

【準備書面】訴状で言い足りなかった事実や主張、答弁書に対する反論を記載する書面。

【陳述書】当事者が事件の経緯など事実を説明する文書。証拠の一つとなる書面。

書類がいい加減だと思われ事態を招きかね



小ばなしコラム すでに、 十七条憲法に書いてある!

聖徳太子が制定した十七条憲法には、貧しい人にも訴訟の権利があり、訴える人の言い分は公平に聞きなさいと役人に向けて書いてある。つまり、賄賂で判断するなど。えっとこれができるのが 604 年。今、西暦何年…? ああ、聖徳太子もあの世でお嘆きだろうよ。



ないですね。私なんぞ、いざとなったらすぐに司法書士にお任せしちゃいますね。そういえば司法書士の B さん、こんなことも言ってたなあ。

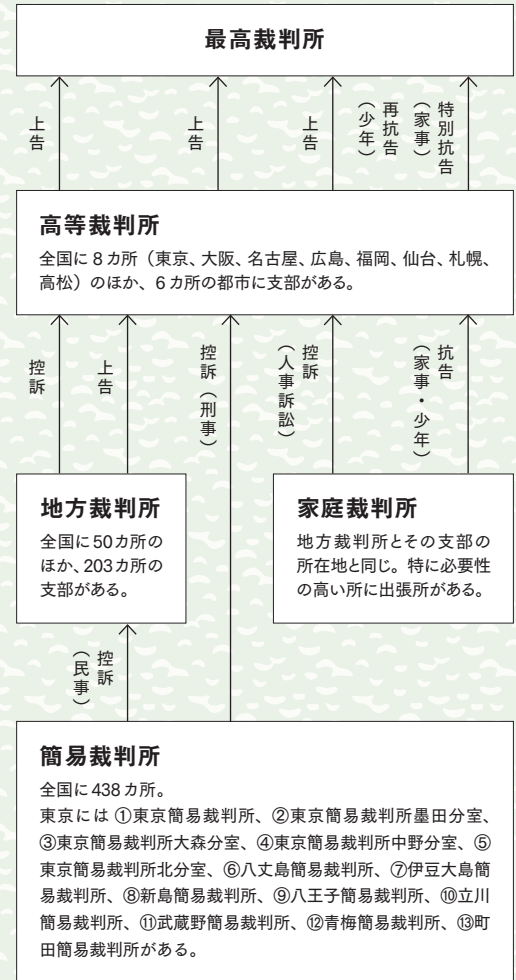
「簡裁代理する以前から、司法書士は裁判所に提出する書類作成を業務としています。本人訴訟をする方のために書類を作成したり、作成のお手伝いをしています。本人訴訟を選ばれる理由はそれぞれですが、「社会勉強のため」という方もいらっしゃるんですよ。ただ、書類はなんでも書けばいいというものではありません。特に陳述書は決まった形式がなく、書く内容は自由ですが、裁判官に納得してもらえらる書き方を心掛きましょう」

餅は餅屋ってことですかね……。



小ばなしコラム

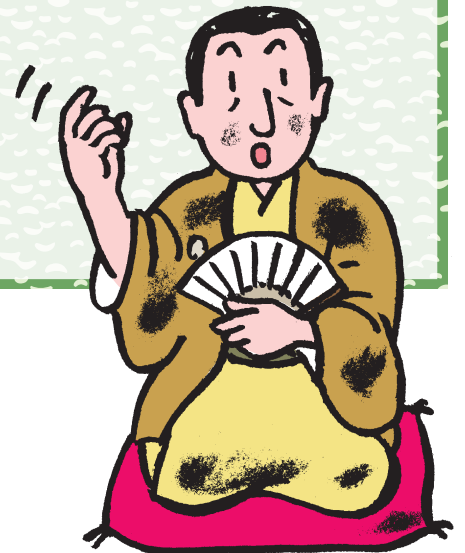
いろいろついでに... 裁判所のいろいろ



控訴 = 第一審裁判所《地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所》が言い渡した判決(一審判決)に対する不服を申し立てを上級裁判所に対してする上訴。

上告 = 二審判決に対する不服申し立てのこと。

抗告 = 裁判所の「決定・命令」に対する不服申し立て。



「和解」ってなんですか？

判決は「お裁き」って感じですが、和解は「話し合い」の解決です。審理中に和解が可能かどうか、裁判官から提示をされます。和解ができれば、当事者間の関係もギクシャクせずに済む場合も多いし、訴訟内容以外のことも話し合う余地も出てくるってもんです。

和解が成立すると「裁判所書記官」が和解調書を作成します。その和解調書には、確定した判決と同じ効力があるので、一度決まった和解に不服申し立てをすることも、和解した紛争を再度訴訟することも原則できません。

司法書士Cさんがこんなことを言っており

ました。

「和解ができるならそれに越したことはありませんが、私の場合は、できれば一緒に裁判所へ行って裁判を体験してもらおうのが一番だと思っています。代理人に一任する場合もよくありますが、判決や和解内容に納得できない依頼人も少なからずいらっしゃいますから。でも実際裁判所に行っていたら、判決や和解内容に納得されるケースが多いんですね」



ところで費用ははいくら？

まず、訴状を提出する際に手数料(収入印紙で納入)と郵便切手が必要です。

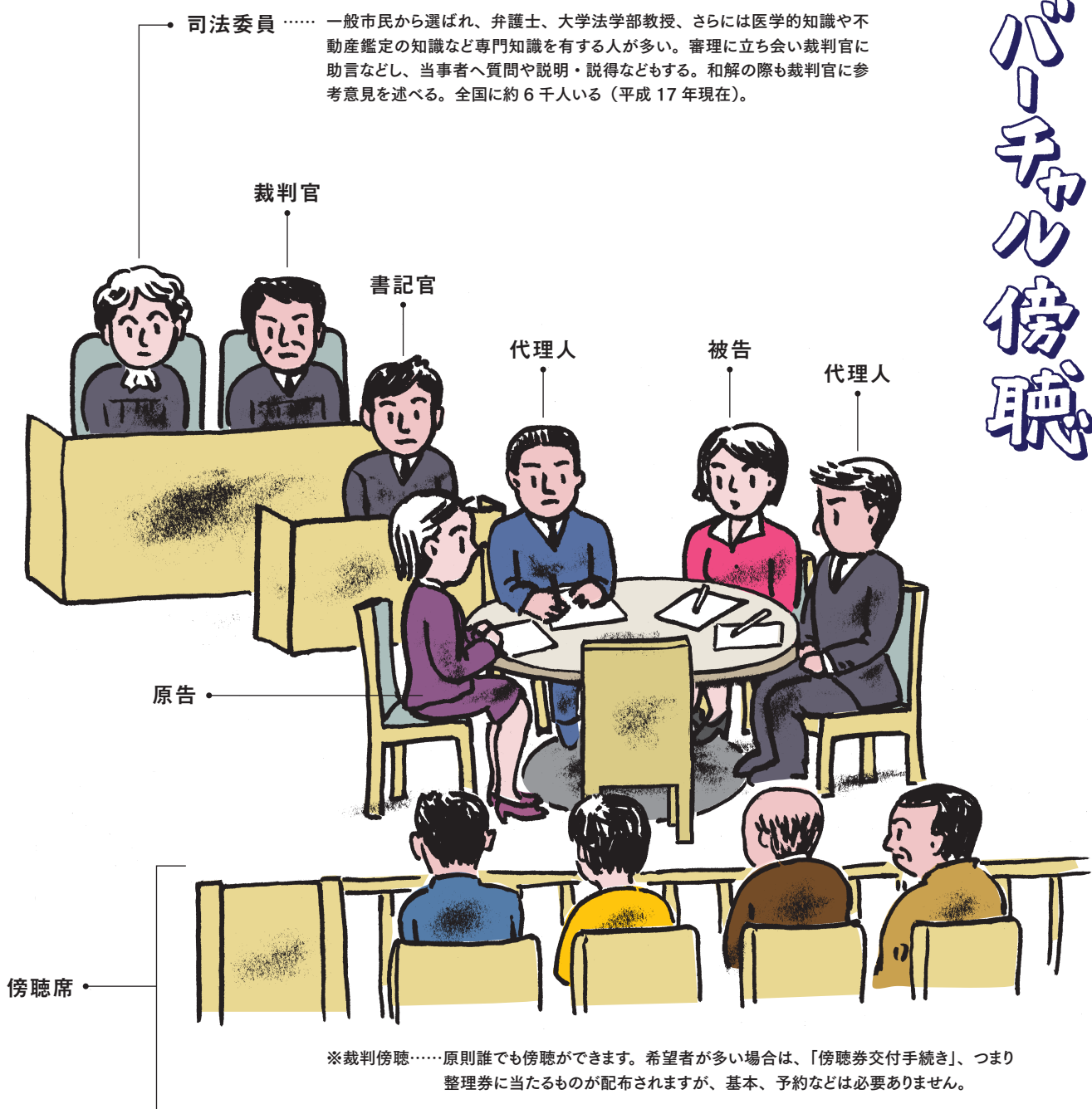
手数料は紛争の額によって異なります。例

例えば、裁判での請求額が10万円なら1,000円。10万円増えるごとに、1,000円ずつ増えていきます。郵便切手代は被告などに書類を送付するためのものです。さらに代理人を依頼するならその報酬、証拠調べに要する交通費などが必要です。もちろん、本人訴訟でも書類作成を専門家に依頼する場合、その料金が掛かります。

しかし、代理人報酬や書類作成報酬をすぐには払えない人のために公的資金で立替援助する「法律扶助制度」がありますので、ご安心を。いづれにしてもまずは無料相談などをお勧めします。

ある日の裁判……

バーチャル傍聴



平成●年の●月●日。都内のある交差点で起った衝突事故についての裁判でございます。双方の運転手AさんもBさんも、「信号は青だった」と主張をしている。信号が壊れていない限り、「そんなことはない」「どちらかの勘違いだろう」と誰しも思うところですが、同乗者にけが人も出たというAさんがBさんを訴えました。この時点で、Aさんが原告、Bさんが被告となりました。

審理が始まりました。まずは原告代理人から当日の状況を説明……おっと思わず被告が何かを言おうとしたところ、すかさず裁判官「被告人は発言しないでください」と制す。ドラマで見たのと同じです。次に被告代理人の状況説明、裁判官と司法委員はときおりメモを取りながら慎重に耳を傾けておられます。

それが終わると裁判官が原告を中央の椅子へ着席するように促し、質問などにはハッキリと答えるように伝えた後、原告が宣誓をします……またまたドラマと同じです……そして裁判官から原告への事実確認となり、裁判官の手元の書類と少しでも異なる発言をするとすかさず質問が飛ぶのでございます。

原告の次は被告です。同様に裁判官より中央席へ促され、宣誓をし、裁判官の質問を受けます。両者とも緊張のせいなのか、記憶があいまいになっているせいなのか、時折言葉が詰まります。それでも「信号は青だった」という点は譲りません。とにもかくにも厳粛な法廷の場で

事実確認は粛々と行われ、すべての審理が終わるのに約1時間半。傍聴をしている私もグググと気持ちが入り、見入ってしまうと案外あっという間でした。

…と、この後、この案件については和解となったようございます。はい？ なんですか、司法書士のDさんから何かお話があるようですよ。

「交通事故は双方思い込みが入ってくるので、真つ向から対立する場面が多いです。最初は自分も悪いかも思っている、時間が経つと不思議と自分が正しいと思えてくる……。ただ、交通事故の場合、裁判所は前例の蓄積を持っているので、それらを鑑みて物損の割合を判断します。交通事故故はよほどのことがない限り、100対0はありません。和解ができないと判決、それでも納得がいかないと控訴ですね」

なるほどねえ。しかし、いくら前例があるからって、どう判断するか難しいですよ。私にはできないなあ。え、Dさん、なんですか？

「ですからね、原告も被告も忘れてはならないのは、相手にも必ず言い分があるということなんです。たとえ相手がウソを言っていたとしても、それを証明できないとこちらが負けることもあるんです。私の所に来られる依頼人の中には、「裁判をすると必ず勝つ」と思っている人も多いです。しかし、判断するのはあくまでも裁判官ですから」

確かに訴える人も訴えられる人も、判断する人も、みんな人間なんですよね。いや、これは

大変だ。

でもね、聞くところによると、簡易裁判所の民事の審理は、だいたい3回くらいで終わるようですよ。通常2回目くらいで和解になるそうです。少額訴訟(60万円以下の支払いを求め訴訟)はね、裁判に半日ぐらいかかりませんが、1日で判決か和解になることが多いですよ。



ちょっと、「ADR」もね。

ここでちょっと「ADR」(裁判外紛争解決手続)についてもお話しておきたいと思えます。なんでって……ADRも司法書士がお手伝いできるからですよ。

裁判	ADR
主に判決の基礎となる紛争の事実を調査・確定が行われる	将来の人間関係を重視した当事者間の自主的な解決が促進される
最終的に裁判官が判断	当事者の話し合いによる合意
証拠調べなどの手続きを行う	証拠調べなどの手続きは行わない
判決内容を強制することができる	合意内容を強制することはできない

つまりですね、「どうも当事者だけではラチがあかない」「でも裁判にはしたくない」って場合に、ADRという方法もあるということです。

私なりに解釈してみました、こんな感じで

しょうか。

- イ) 人間関係を大切にしたい話し合いで解決したい↓ADR
- ロ) 事実関係を明確にするが話し合いで納得したい↓和解
- ハ) 事実関係を明確にした上で決着をつけたい↓判決

どうです、司法書士Eさん？

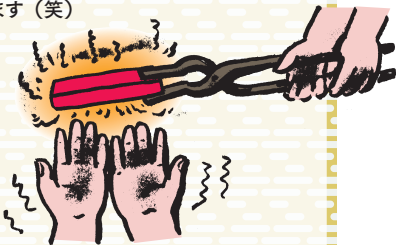
「ええ、イイ線です。ADRは中立的な第三者が間に入り、話し合いの上、合意による解決を目指すものです。東京司法書士会にも、ADRを導入した調停センターがありますのでお問い合わせください。また、最近は裁判情報などがネットなどで手軽に入手できるのですが、一方で、専門知識がないと対応できない案件も増えています。裁判をするにしろ、調停をするにしろ、やはり一度専門家に相談されるほうが、ご自分の認識も整理されて早道かと思えます」



小ばなしコラム

昔は裁判も命がけ!?

きしょう
鉄火起請って言ってね、江戸初期に熱した鉄を手のひらに載せて近くの神棚に持って行けたほうが「真」とした裁判があったそうだよ。アチチなんてもんじゃないよ、命がけだあ、昔の人にはかなわねえな。現代人だったら、誰も正しい人なんていやしねえよ、みんなうそつきになっちゃいます(笑)



翻訳会社経営 A子さん

裁判所へ行く！

倉石裕子=Text
Bunka=Illustration

東京簡易裁判所第〇〇法廷、
傍聴にやってまいりました。

本日は私が代表を務める
会社のスタッフが原告、
貸金債権訴訟の第1回の期日です。



去ること、1カ月半前

今日は朝から、なんだかいやくな予感がします。
案の定、經理のスタッフの一人C子さんの元気が
なくランチに誘えば、涙ながらに「社長、こんな
相談恥ずかしいのですが、後輩が貸したお金を返
してくれませんか」という話。聞けば、大学の後輩
が事業を立ち上げる際、資金の一部を出してくれ
ないかと言われて、50万円を用立てたというので
す。「その後連絡が途絶え、半年が過ぎました。返
してほしいのですが、どうしていいのかわからな
いんです」

50万円も貸すってどういこと、とあきれました

が、スタッフが悩んでいるのに、放っておくわけに
はいきません。

早速、簡裁代理権を持つ司法書士の愛さんに、事
情をお話しました。

C子さんからお金を貸した経緯を聞き、借入書も
見た愛さん、「貸した、借りたという事実借入書
に署名もあるので、証拠となります。140万円
以下の貸金ですから、簡易裁判所が管轄で、司法書
士である私が代理人になることもできます。ただし、
あちらから反論があれば、それが認められて裁判に
負けることもありますし、勝訴しても、お金を返し
てくれない場合もあります」とおっしゃる。

「それは、どういこと？」と思わず口を挟む私。

愛さんによると、判決が出ても結局任意に支払わな
い人がいたり、ないものは払えないの一点張りの人
もいるようで、その場合は預金や給与を差し押さえ
たりする方法もあるとのこと。

「勝っても回収できないなんて、面倒く、そのお
金はあげたものと思えば」と共同経営者である直
子は言いますが……。

また私は口走っていました。

「絶対に取り返しましょう。愛さん、よろしくお
願います」

そして、「被告は原告に対し、金50万円及び平成
〇年〇月〇日以降完済までの年〇%の割合による金
員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。との判
決及び仮執行の宣言を求め」と訴状を送達！

相手方から答弁書が届き、「借りたことは事実だ
が、途中でそれは返さなくていいと言われた」と書
いてあったとのこと。

「司法書士などの代理人が付いていないので
しょう。形式は整っていませんが、第1回目は答弁
書を出しておけば、欠席しても陳述したものと見な
されます。答弁書も出さない、期日にも欠席、では
原告の主張どおりの判決が出ることもあります。そ
こは勉強したんですね」と愛さん談。

そして本日、法廷に……。

C子さんに訴えられた後輩は、1人で出廷してきました。緊張感の漂う法廷。裁判官はスーツです。ドラマで見るとような法服は着ていません。簡易裁判所はこのスタイルも多いそうです。

裁判官 「被告は答弁書によれば反論があるようですが、この点はいかがですか？」

被告 「借りましたが、後から返さなくてもいいと言われました」

裁判官 「それでは、被告は反論について書面で書いて何か証明できるものがあれば出して下さいね」

被告 「それは私が証明するのですか!?!」
と青ざめる後輩。

裁判官 「原告は証拠の原本を持参していますか？」

原告代理人愛さん 「はい」

裁判官 「では、証拠調べをしておきましょう。見せてください」

愛さんから裁判官に原本を差し出します。

裁判官 「被告がこの書面を書いたことに間違いはありませんね」

被告 「はい」

裁判官 「それでは、本日はこれで終わりですが、被告の反論を待ちますので、次回期日を決めましょう」

裁判は、15分くらいで閉廷しました。

後日、相手から50万円とその利息がC子さんに送られてきました。

「結局、『返さなくていいと言われた』ことが、

裁判で証明できないと分かったんですね。それに裁判で、どちら側に証明責任があるのかまでは知らなかった。負けたら給与が差し押さえられる、と怖くなったんですね。あちらも同意したので、訴訟は取り下げました」「取り戻せて本当にうれしい。愛さんにお願いで良かった」

さて、元共同経営者の久美子からは「被告って彼氏でなかったの？」と興味深々の手紙。「男女関係にあると、裁判は違った方向にもなりかねないからと、そこは愛さんがちゃんと聴いてたわよ。後輩以外の何物でもないようよ」と私。ちなみに貸金訴訟で多いのは男女間のお金の貸し借りだとのこと。気を付けては……。

To be continued

もう少し「いろいろ」！ データで見る簡裁代理権

全国司法書士会員数

男性 16,688人 (86%)

女性 2,706人 (14%)

合計 19,394人

※都内に約3,400人

簡裁訴訟代理等関係業務 認定司法書士の割合

認定司法書士 12,251人 (62%)

非認定司法書士 7,387人 (38%)

合計 19,638人

日本司法書士会連合会調べ 2009年9月1日現在

全国簡易裁判所おける 民事通常訴訟既済事件の件数

平成23年 550,799件

平成15年 337,067件

『月報 司法書士』2012.4

ちなみに日本全国の
裁判件数は……
平成23年で400万件強。
そのうち「民事・行政事
件」が約200万件強
だそうです。



※「行政事件」とは国
や地方公共団体の
行為に不服がある
場合など、行政関
連の争いを解決す
る事件

司法書士が民事通常訴訟既済事件の 訴訟代理人となる割合

平成23年 19.3%

平成15年 0.4%

『月報 司法書士』2012.4

認定司法書士が関与すると、和解の確率が高くなる傾向があるということも付け加えておきましょう。

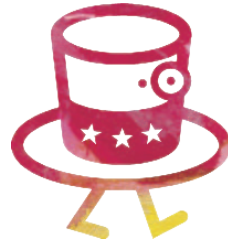
そろそろお時間が近づいてまいりました。裁判でなもんに、できれば一生巡り合いたくないものですが、人生何が起こるか分かりません。「困った時は司法書士」と、一つの知識として覚えておいても損じゃありませんよ。では、司法書士Fさんの言葉を締めといたします。お付き合い、ありがとうございました。

「訴訟で一番大事なのは依頼人と代理人との信頼関係です。どう築いていくかはじっくりと話をすることに尽きますね。また紛争解決には、スピード感があればいいというものではないと思います。じっくりと考えて、話をしているいろいろなことを思い出してからでも遅くはないと思いますよ。お一人で悩まずなんでも相談してください」

簡易裁判所訴訟代理人として 市民・企業を支える

東京司法書士会会長 柏戸 茂

市民の代理人として
法廷に立つ司法書士



No. 482
（参考）『月報司法書士』2012年4月

司法書士は、明治5年の司法職務定
制の制定当初から、自ら訴訟を行う方
たちのために、訴状や準備書面の作成
業務で支援（本人訴訟支援）をしてき
ました。長きにわたり事務面で依頼者
を支えてきた司法書士が、平成14年の
法改正により簡易裁判所の訴訟代理権
を取得。翌15年4月から代理人として
実際に法廷に立つて弁論や証人尋問な
どを行えるようになったことは、非常
に大きな変化でした。

簡易事案の民事に限るとはいえ、法
廷における代理人を、弁護士だけでな
く司法書士からも選べる……これは、
市民の方々にとっても喜ばしいニュー

今、そこで起こっている
トラブルを解決する

これまで司法書士が簡裁訴訟で扱う
事件は、社会からの要請もあつて債務
整理がほとんどでした。しかし昨今、
債務整理事件は統計的にも減少してお
り、収束に向かっています。司法書士
による法的な債務整理は、債務超過に
陥った市民の「いのちと生活」を守る
重要な役割を担ってきました。今後も
引き続きその責務を自覚すると共に、
この経験を生かして、もっと幅広く一
般民事事件……家賃など賃貸借の間

題、財産に関するトラブル、給与不払
い・遅延などを含む労働問題……と広
い範囲で司法書士を活用することが期
待されていると考えます。

原則即日判決がなされる、60万円以
下の金銭の支払いを求める「少額訴訟」
や、地方裁判所事件でも、法の専門家
を使わずに自力で法廷に臨まれる方も
少なからずおられます。もちろん、こ
うした本人訴訟をさらに厚く支えるこ
とは、司法書士の歴史的使命でもあり
ます。

また、企業の大多数を占めている中
小・零細企業で起こるトラブルについ
ては、簡裁で処理できる問題も多いと
推察されます。司法書士は訴訟代理人
としてだけでなく、従業員の問題や会
社の法務も含めたアドバイザー、企業
の「ホーム（法務）ドクター」として
の側面も求められてくる。頼りがいの
ある「ホームドクター」は司法書士の
一つの未来像ではないか、と私は思っ
ています。

司法は身近で市民を支える、と
実感していただくために

今、述べたように今後は、市民や企
業の身近にいて良き相談相手になるこ
とはもちろん、ますます進む超高齢化
社会における法的支援も重要になつて
きます。相続や遺言はもちろんのこと、
特に財産管理の問題、成年後見の問題
……多岐にわたって法律家の関与が期
待されています。市民の裁判を受ける
権利の援助だけでなく、どうしたらそ
の方が法的満足を得られるか、あるい
は法的被害者にならずに済むか、など
のサポートも必要とされるでしょう。

また、企業のホームドクターとして
トータルで見守る、一般の方々には相
談会を行う、など、さまざまな形で市
民にとって司法アクセスが拡充される
ように努力していく所存です。

いづれにしても、司法書士が簡裁代
理権を得たことは、市民への司法アク
セス拡充の一つであったことは間違い
ありません。今後も、私たち司法書士
は持ちうる法律知識を最大限に生か
し、トラブルを抱えている方に最も良
い解決を図って差し上げる、市民の紛
争解決のよりどころであるべきと考え
ます。



「高齢者の明日」

明治へと年号が変わった1868年から4年後、1872年に現在の司法書士制度の原点がスタートしました。以来140年、法改正、制度改正を繰り返し、「今」があります。そして今後も、司法書士が市民の皆さんの身近にいる法律家として成長していくために、140周年を記念して東京司法書士会はシンポジウムを開催しました。

当日は「高齢者の明日」をテーマに、今後一層深刻になる少子高齢化社会をいかに受け止め、生活をしていくかについて、落合恵子氏の講演に引き続き、司法書士によるパネルディスカッションが行われました。



第1部 《講演》「加齢の明日」 落合恵子氏（作家）

第2部 《パネルディスカッション》

【コーディネーター】 村田幸子氏（福祉ジャーナリスト）

【パネリスト】

東京都社会福祉協議会地域福祉部長

松田京子氏

東京司法書士会・司法書士

川口純一氏（成年後見センター・リーガルサポート東京支部支部長）

樋口裕子氏（地域包括支援事業対策委員会委員長）

大富直輝氏（消費者問題対策委員会委員長）

力丸 寛氏（多重債務・自死問題対策委員会委員長）

講演『加齢の明日』から学ぶこと

母親の介護を実際に経験したという落合氏のお話は、実に分かりやすく、しかも決して他人事ではないということとを強く実感できる内容でした。

落合氏は講演の中で、「病院での検査結果の数値を単なる数字として捉えて診るのは医療ではない」と話されました。医学的な数値では、すでに「お母さんはもう反応はしない」と話す医師、それでも気持ちを込めて接すると「ビックリした反応やうれしそうな反応をはきちんと返してくれる」と感じている落合氏。「患者は数値でみるものなのか？」という問いかけが、とても印象的でした。

また落合氏は、残された人へのメッセージとして毎年1月1日に遺書を書くというお話もされました。

遺書は特別なものではなく、その重要性と役割を司法書

士が広く市民に伝えていくも

のだと再認識できる内容

でした。



落合恵子氏（作家）

「パネルディスカッション」から考えること

高齢人口は、現在は24%、実に3,000万人が高齢者であり、20年後は33%を超えると予測されています。この事実を背景に、成年後見制度を切り口にして「高齢者の明日」について、それぞれの立場から話し合いが行われました。

- ・現在の福祉の現状や抱える課題
- ・独居老人の増加に伴い増える犯罪
- （例えば、悪質商法・振り込め詐欺被害は、警察が把握しているだけでも約10億円）
- ・老老介護
- ・家庭内虐待
- ・定年後男性の自死の増加など。

現在、成年後見は司法書士が担当するケースが多いが、今後は市民後見人を増やしていく必要がある、「支える」ということをどのようにしていくかについて、熱く語られました。

ノーベル賞 うらばなし



価はかんばしいものではない。

村上春樹が海外読者にウケる理由のひとつには、翻訳が大きく関係しているだろう。もとのテキストが優れているのが前提だが、なんとというか、「翻訳映え」がする文章や作品というのはあるんだなあ、欧米言語に訳した際に。ロウリエット(受賞者)のひとり大江健三郎の文章もそう。まあ、ともあれ村上が「賞を逃した」ことで、なぜかうちにまで取材の電話がかかってきたりした。「ハルキがだめならバナナ(よしもとばなな)はどうでしょう!？」と息巻く記者も。もうこの際、日本作家なら誰でもいいんでしょか(笑)。いや、日本作家ということ言えば、これまた私見ですが、村上春樹はもう半分ぐらいアメリカ作家でしょ? アメリカでは、天下の一流文芸誌「ザ・ニューヨーカー」と大出版社に重用され、イベントに飛び回ってアメリカン・ジョークを飛ばし、ときには書店でわらわら集まってきたファンに対し一時間近く笑顔でサインをし続けるという、日本とはまるで別の顔をもつ。だから、今回の「落選」では、日本に負けないほどニューヨークの出版界もがっかりなのだ。こんな日本(出身の)作家はかつていない。これを日本文学の成熟と見るか、英語出版帝国への馴化と見るか。

ところで、村上春樹「落選」の知らせに喜んだ日本では少数派のひとりが、うちの子ども。受賞とあいなれば、母親が夜から新聞社にカンヅメになり、翌日の「なかよし遠足」のお弁当を作れなくなるからだ。となると、お気に入りの三色ロールサンドではなく、父親手製のおにぎりにメニユー変更となるため、賞の行方には気が気ではない。八時の授賞発表の直後、「やったあ」と声をあげる八歳の子が極東の国にひとりおりました。こんなところにまで余波が押し寄せた今年のノーベル文学賞騒ぎ。

2012年のノーベル賞は日本にとっていろんな意味で大騒ぎでしたね。

わたしは仕事柄、受賞作家の解説というのを新聞から依頼されるため、いつのまにやらノーベル文学賞ウォッチャーになってしまった。毎年毎年、九月下旬になると、作家の最新情報をリサーチし直したり、解説原稿の下書きを作ったりしながら、十月第一か第二木曜日、夜八時の発表の瞬間を待つのが仕事。この十六年間で担当してきた作家は八人、常時四、五人抱えている。長らく「候補」と囁かれながら亡くなった作家もいれば、南アのJ・M・クッツェーのように受賞して候補者リストから抜けた作家もいる。この数年は、海外の大物作家が並ぶこのリストに村上春樹の名が混じるようになった。

一九九〇年代半ばまでは、発表と同時に通信社の配信する結果がリレーされてきたものだが、世紀の境目あたりから、同賞の公式ホームページで即時発表を知ることができるようになり、最近ではアナウンスの間がウェブ中継されるまでになっている。当日は仕事場ですまぬ夕食をすませ(のり巻きなどつまんで

いることが多い)、落ち着かなくなって七時半頃から(受賞に備えて新聞社の車がすでに家の前に待機)パソコンにかじりつくわたしの姿は、ほとんどわが家の風物詩。毎年毎年、この数十分は妙に緊張し、ほぼ毎年毎年、八時すぎには担当作家に「当選者」がいないことがわかって脱力と安堵。かくして仕事場のドアを開け、「はい、今年も無事に終わりました」というわたしの声が階上の家族に伝えられるのもほとんど恒例行事だ。十六年間で「当選」が出たことは先のクッツェーの例、ただ一回。そういうときに限ってわたしは九か月の臨月で、大きなお腹を抱えて部屋を転がりだし叫んだひと言は、「当っちゃった〜!」だった。

さて、今年のノーベル文学賞。今や世界のモンスターセラー作家となった村上春樹の受賞が大いに期待されていた。もともと、「受賞を惜しいところで逃した」というみんなの気もちに水を差すようで申し訳ないが、私見では、村上さん、そもそも今年の最終候補には入っていなかったと思う。「IQ84」の英訳版が去年、アメリカとイギリスで華々しく売られ、実際、華々しく売れているが、作品の評価、とくに批評家筋の評

鴻巣 友季子 (こうのす ゆきこ)

1963年東京生まれ。翻訳家。訳書にエミリー・ブロンテ『嵐が丘』(新潮文庫)、ヴァージニア・ウルフ『灯台へ』(河出書房新社)ほか多数。文芸評論家・エッセイストとしても活躍、『全身翻訳家』(筑摩文庫)、『本の寄り道』(河出書房新社)、『熟成する物語たち』(新潮社)、『孕むことば』(中公文庫)『翻訳教室 はじめの一步』(ちくまブリーマー新書)など多くの著書がある。

私のお気に入りに

私が今も大切にしているのは、父から贈（送）られたリカちゃん人形とスイスからの絵はがきです。

リカちゃんは、小学校3年生の時（昭和42年）にもらったクリスマスプレゼント。この年発売されたリカちゃんは、女の子たちの垂ゼんの的でした。私は家で本を読んだり、人形で遊んだりするのが大好きな子どもだったので、すぐくうれしかったのを覚えています。私と違ってアウトドア派の活発な妹も、

リカちゃんはお気に入りでした。あのころは少女マンガも大流行で、韓

ドラ風？物語にハマっていた私は、

リカちゃんを主人公に見立て、大いに妄想!?を膨らませたものです。PCゲームなどある

はずもなく、男子はローラース

ケートに興じていました。

父は東芝に勤めていました。仕事

でスイスへ行くことになったのも、やはり

昭和42年。外国便は羽田空港からしか出ておらず、沖縄もまだ日本に返還されていないころです。今では考えられませんが、海外に行くこと自体珍しい時代。輸入品であふれる羽田に入るだけで外国にいるように感じました。ドルの持ち出し金額まで書いてあるパスポート、北極通過証※なども、往時ならではの記念として手元にあります。

中でも一番大切にしているのは、現地に書いてすぐ、父が母と妹、私宛てに送ってくれ

た絵はがきです。日本では見たことのない刺しゅうの施されたきれいな絵はがきに、スイスの街の様子と家族を思う温かい気持ちがつづられています。

当時の父は「これからは世界と仕事することになる。自分も頑張ろう」と考えていたでしょう。日本中が気負っていた時期でした。でも、おしゃれで長身で理科も算数も教えて

リカちゃんとバーデンからの絵はがき



くれた大好きな父は、帰国後病に倒れ、翌年43歳の若さで逝ってしまいました。以来、私は「いつか海外で活躍してみたい」と思うようになりました。余談ながら、この夢は後年、海外で暮らすこととなって実現したと言えなくもないのですけれど……。

絵はがきを見ると「頑張ってるね、幸せだね」という父の声が聞こえるような気がします（談）。

Y.K さん（千代田支部）



姉妹にプレゼントされた、着せ替え人形「リカちゃん」（写真ページ中央）。後に妹さんは「リカちゃんママ」（写真左）と「リカちゃんハウス」も手に入れられたのだとか。



お父様がコペンハーゲン飛行場で購入されたという絵はがき。色鮮やかな刺しゅうは、今でも古びないデザインが美しい。



※ 昭和42年当時、日本からヨーロッパへの北回り航路はアンカレッジ経由で北極を通過しており、飛行機の乗客には「北極通過記念証」が渡された。イラストは棟方志功が手がけている。

亀井正樹 = Photograph 廣渡淳 = Interview

司法書士の one day one scene 情景

scene 32

金子登志雄=Text
Takashi Sudo=Illustration



団塊世代といわれる私の世代の高校入試では、音楽も図工も**保健体育も入試科目**でした。
長野県に近い群馬県の西部地区に住んでいた私は県立の高崎高校を受験しましたが、いまでも社会の試験で「**群馬県以外に海に接していない県を一つ挙げよ**」という問題が出て、何の疑いもなく「**福島県**」と書いてしまったことが悔やまれてなりま



うイメージが強かったから、滋賀県ははるか遠方の「水に恵まれた県」とい

せん。なぜ、お隣の長野県、あるいは栃木県や埼玉県にしなかったのでしょうか。
旺文社の解答は滋賀県になっていました。これは意外でした。琵琶湖のある滋賀県が海に接していないとは、**中学生の私には予想外**だったからです。新幹線もない時代でしたから、滋賀県ははるか遠

たのでしよう。
日本の地図を開くと、海に接していない県は、関東、中部、近畿地方にしかありませんが、その中でも群馬県が**一番海から遠い**ようです。そのせいか、冷蔵庫もない子どもころは海の魚が食卓にあがるとしても**干物が中心**で、こと魚に関しては**味音痴**で育ちました。
味「音痴」でも入試科目の**音楽は満点**でしたよ。なにせ、中学の音楽の先生に「四分の三拍子と八分の六拍子はどこが違うのか」と質問し、**先生をやり込めた優秀な生徒**でしたから……。



**こんな調子で数字には子どもころから興味があったようです。会社法が公布された時も、真っ先に三二六条の「株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない」につき、「二人又は二人以上」なら「二人以上」じゃないかと疑問を持つてしまいました。これは有限会社法二五条の「有限会社には一人又は数人の取締役を置くことを要す」を会社法流に表現したものと、のちに気が付きました。
では、なぜ「数人」を「二人以上」に変えたのでしょうか。おそらく、有限会社では取締役は数人までとされているから、10人以上の取締役は置くことができないなどという意見も出かねないという危惧したのでしょう。
頭の固い人が言い出しそうなことです。
しかし、数字好きでも、**試験で困った**ことが多々ありました。**



「川の上に丸太の一本橋が架かっています。今、サルとイヌとキジが順番に川を渡ろうとしています
が、**何通りの方**法があるでしょう
か」という問題に、私は、キジは空を飛んで渡れるし、木の枝が垂れ下がっていたら、サルはそれを伝って渡れそうだ、イヌも泳げるし……いや、ここは急流で泳ぐのは無理かもしれない、木の枝も川幅ほど長くはないのかもしれない、**うーん、分からない**と思うてしまうのです。
いま私は**解放**されています。試験と相違し、実務では、川幅は何メートルですか、急流ですかと質問できるのでから……。

INFORMATION

「いのちを守る 何でも相談会」

借金のこと、仕事のこと、人間関係のことなど、ひとりではかかえている悩みについてご相談ください。

ご相談者のプライバシー及び秘密は厳守されます。

■日時 平成25年2月1日(金)～
2月28日(木)の間
日祭りを除く毎日、
午後6時～8時

■場所 ①新宿会場
「新宿西口永和ビル会議室」
(新宿区西新宿 1-9-18)
JR新宿駅西口 徒歩1分
②錦糸町会場
「東京司法書士会
墨田総合相談センター」
(墨田区錦糸 4-14-4 KOKUBOビル1階)
JR総武線錦糸町駅北口 徒歩2分

■主催 東京司法書士会

■相談方法 面談

■費用 無料

■予約 事前予約不要

■問合せ先 東京司法書士会

事務局 事業課

TEL 03-3353-9191

(平日午前9時～12時、午後1時～5時)

「自死防止のための 電話相談会」を開催予定

■日時 平成25年2月2日(土)
2月3日(日)

詳細は、東京司法書士会事務局事業課までお問い合わせください。



〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

次号2013年春号予告

「後見制度」

NHKは

みなさまの受信料で
支えられています。



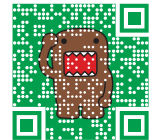
NHK受信料のお支払いは口座振替またはクレジットカード継続払をご利用ください。

パソコンから www.nhk.or.jp/jushinryo/

携帯から [メニュー](#) ▶ [TV](#) ▶ [NHK](#) ▶ [受信料の窓口](#)

フリーダイヤル **0120-151515** 午前9時～午後10時
土・日・祝日は午後8時まで

お客様がお使いの電話から上記のフリーダイヤルをご利用にならない場合は、**050-3786-5003**
(午前9時～午後9時 土・日・祝日は午後8時まで)をご利用ください。*番号のおかけ間違いにご注意ください。



赤十字の活動は、皆様からいただく会費(社費)と寄付金によって支えられております。赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。

いつも、やさしさを、
ありがとう。
赤十字は、戦争や災害の被災者の救援や献血、
医療活動など、国内外で「人が人を思いやる」
活動を行っています。

+ 日本赤十字社東京都支部 TEL.03-5273-6741
<http://www.tokyo.jrc.or.jp>

ファースト 司法の窓

2012年12月31日発行 定価 100円

発行人 東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

TEL.03-3353-9191

編集人 倉石 裕子

編集 神永 信吾/小林 彰

中野 三保子/小林 慎

デザイン・制作 (株)アイデス・プランニング
印刷 あかつき印刷株式会社

編集後記

司法書士制度140周年、東京会主催の全記念事業が無事に終了いたしました。高齢者問題を多く取り上げた事業内容でしたが、あらためて、想い描く自分の●●年後の未来像に向かって、今を頑張りたいと、思いました。

M.N

東京司法書士会 無料法律相談

あなたの人生の
いろいろな場面で
司法書士が力になります。

面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

〒160-0003
東京都新宿区本塩町9-3

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)



- ・JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- ・東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分
- ・東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

相談日時
月・水・金 …………… 午後4時～7時
火・木 …………… 午後5時～8時
土 …………… 午後1時～4時

相談内容
当番司法書士相談/多重債務相談/成年後見相談/訴訟に関する相談/不動産登記相談/会社法務相談

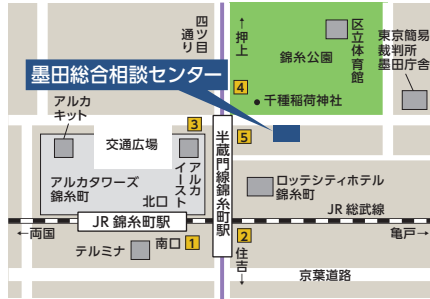
墨田総合相談センター(錦糸町)

〒130-0013
東京都墨田区錦糸4-14-4 KOKUBOビル1F

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)



- ・JR総武線錦糸町駅 北口 徒歩2分
- ・東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 出口5番 徒歩1分

相談日時
月・火・水 午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談/その他の法律相談

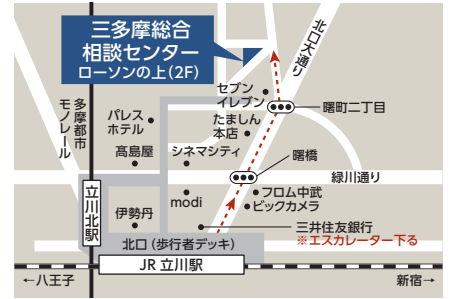
三多摩総合相談センター(立川)

〒190-0012
東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

042-548-3933 (予約制)



- ・JR中央線立川駅北口 徒歩6分
- ・多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

相談日時
水・木 午後5時～8時
第一・第三土曜日 午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談/成年後見相談(木のみ)/不動産登記相談/会社法務相談/多重債務相談
訴訟に関する相談/不動産登記相談/会社法務相談

当番司法書士による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

相談予約ダイヤル

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205

相談日時

月・水・金 …………… 午後4時～7時
火・木 …………… 午後5時～8時
土 …………… 午後1時～4時

電話による法律相談

司法書士ホットライン

月・火・水・木・金 午前10時～午後4時

03-3353-2700

月・火・金 午後5時～8時

042-540-0663

当番司法書士相談

クレジット・サラ金業者から訴えられた方のための相談

多重債務相談

借金返済についての悩み、自己破産、ヤミ金融被害など

成年後見相談

高齢者・障がい者の支援・相続・遺言など

訴訟に関する相談

敷金返還、悪質商法への対処、借地借家問題、少額訴訟、家事事件など

不動産登記相談

土地建物の売買・相続・贈与による移転、抵当権・賃借権の設定・抹消など

会社法務相談

商業登記、事業承継・企業再編など



東京 総合相談センター

検索

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 <http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>



法的トラブルで
悩んでいませんか？

東京司法書士会調停センター“すてつき”では

話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

友人とお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活に起こる、ちょっとした「トラブル」。「いきなり裁判ざたには、したくないし・・・、かといって、このままにもしておけない・・・」、「泣き寝入りもイヤだし・・・」。そんな時には、私たち調停センター“すてつき”をご利用ください。話し合いを通じて、お互いが納得できる形での紛争解決へのお手伝いを司法書士がいたします。お気軽に当センターまでお問い合わせください。

TEL: 03-3353-8844

平日午前9時～正午、午後1時～5時(祝祭日を除く)
(但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能)